

- 1 地域活動支援センター事業の基準額改正について
 通所による創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進させ、地域における障害者等の自立と社会参加の促進を目的として実施しており、現行のサービス提供費用の下記基準(要綱別表)を改める。

<現行>

利用区分		基準額	加算
地域活動支援センター (各類型共通)	30分以上 1時間未満	590円	低所得者に食事提供した場合は、300円を加算する。
	1時間以上 2時間未満	1,180円	
	2時間以上 4時間未満	2,350円	
	4時間以上 6時間未満	3,530円	
	6時間以上	4,700円	
送迎支援		540円/片道	

<改正案> ※参考としている障害福祉サービス(就労継続支援B型)の報酬改定による

利用区分		基準額	加算
地域活動支援センター (各類型共通)	30分以上 1時間未満	610円	低所得者に食事提供した場合は、300円を加算する。
	1時間以上 2時間未満	1,220円	
	2時間以上 4時間未満	2,430円	
	4時間以上 6時間未満	3,650円	
	6時間以上	4,860円	
送迎支援		540円/片道	

- 2 日中一時支援事業の基準額改正について
 障害者等を一時的に預かり、日常的な訓練等を行うとともに、家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ることを目的として実施しており、現行のサービス提供費用の下記基準(要綱別表)を改める。

<現行>

利用区分/障害区分	区分1(障害支援区分1又は2)	区分2(障害支援区分3又は4)	区分3(障害支援区分5又は6)	重症心身障害児者	加算	
日中一時支援	30分以上 1時間未満	310円	410円	510円	1,220円	低所得者に食事提供した場合は、300円を加算する。
	1時間以上 2時間未満	610円	810円	1,010円	2,420円	
	2時間以上 4時間未満	1,230円	1,630円	2,030円	4,860円	
	4時間以上 6時間未満	2,450円	3,250円	4,050円	9,720円	
	6時間以上 8時間未満	3,060円	4,060円	5,060円	12,140円	
	8時間以上	3,670円	4,870円	6,070円	14,580円	
送迎支援		540円/片道				

<改正案> ※参考としている障害福祉サービス(短期入所)の報酬改定による

利用区分/障害区分	区分1(障害支援区分1又は2)	区分2(障害支援区分3又は4)	区分3(障害支援区分5又は6)	重症心身障害児者	加算	
日中一時支援	30分以上 1時間未満	310円	410円	510円	1,220円	低所得者に食事提供した場合は、300円を加算する。
	1時間以上 2時間未満	620円	820円	1,020円	2,440円	
	2時間以上 4時間未満	1,240円	1,640円	2,040円	4,890円	
	4時間以上 6時間未満	2,470円	3,270円	4,070円	9,770円	
	6時間以上 8時間未満	3,090円	4,090円	5,090円	12,210円	
	8時間以上	3,710円	4,910円	6,110円	14,660円	
送迎支援		540円/片道				

3 移動支援事業の基準額改正について

障害者等の外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活並びに社会参加を促進することを目的として実施しており、現行のサービス提供費用の下記基準(要綱別表)を改める。

<現行>

事業区分/利用時間		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上1.5 時間未満	以後30分 未満につき
個別 移動 支援	身体介護を伴う者	2,450円	3,880円	5,640円	800円
	身体介護を伴わない者	1,010円	1,890円	2,640円	670円
グループ移動支援		30分当たり利用人員1人につき 500円			

備考

- 1 「身体介護を伴う者」とは、排せつ、食事、衣類着脱、入浴等の介護が必要なものを言う。
- 2 早朝（午前6時から午前8時まで）及び夜間（午後6時から午後10時まで）は、1回につき100分の25に相当する額を加算する。

<改正案> ※参考としている障害福祉サービス(居宅介護)の報酬改定による

事業区分\利用時間		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分 につき
個別 移動 支援	身体介護を伴う者	2,480円	3,920円	5,700円	810円
	身体介護を伴わない者	1,020円	1,910円	2,670円	680円
グループ移動支援		30分当たり利用人員1人につき 510円			

備考

- 1 「身体介護を伴う者」とは、排せつ、食事、衣類着脱、入浴等の介護が必要なものを言う。
- 2 早朝（午前6時から午前8時まで）及び夜間（午後6時から午後10時まで）は、1回につき100分の25に相当する額を加算する。
- 3 算定方法については、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の居宅介護（通院等介助）の例によるものとする。**

4 訪問入浴サービス事業の基準額改正について

障害等により居宅での入浴が困難な在宅の重度障害者等に対し、訪問入浴車を派遣して入浴等の介護を提供することを目的として実施しており、現行のサービス提供費用の下記基準(要綱別表)を改める。

<現行>

訪問入浴サービス基準額	備考
12,340円	入浴等の介護に要する時間は1時間以内とする

<改正案> ※参考としている介護保険サービス(訪問入浴)の報酬改定による

訪問入浴サービス基準額	備考
12,500円	入浴等の介護に要する時間は1時間以内とする